

参考 1

黒石市老人福祉センター条例

(平成17年黒石市条例第36号)

黒石市老人福祉センター設置条例（昭和54年黒石市条例第3号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、黒石市老人福祉センター（以下「老人福祉センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 高齢者に対し各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者に健康で明るい生活を営ませるため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項の規定により老人福祉センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 老人福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
黒石市老人福祉センター	黒石市北美町一丁目65番地1

(事業)

第4条 老人福祉センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生活、健康等の相談及び指導に関すること。
- (2) 機能回復訓練及び教養講座等に関すること。
- (3) 老人クラブの育成に関すること。
- (4) その他高齢者福祉の増進に関する事業

(指定管理者による管理)

第5条 老人福祉センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる管理の業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関すること。

- (2) 使用の許可に関すること。
 - (3) 許可の条件に関すること。
 - (4) 使用の拒否、許可の取消し又は使用の停止、若しくは使用の制限に関すること。
 - (5) 老人福祉センターの施設及び備品の維持管理に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が老人福祉センターの管理上必要と認められる業務
- (休館日)

第7条 老人福祉センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休館し、又は開館することができる。

(使用時間)

第8条 老人福祉センターの使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

(使用の許可)

第9条 老人福祉センターを使用できる者は、市内に居住する60歳以上の者（営利目的で使用する場合を除く。）とし、指定管理者の許可を受けて使用するものとする。

2 指定管理者は、老人福祉センターの管理運営に支障がないと認めたときは、前項に規定する者以外の者に対し使用を許可することができる。

3 指定管理者は、前2項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第10条 老人福祉センターの使用料は、前条第1項の規定により許可を受けた者は無料とする。ただし、前条第2項の規定により許可を受けた者は、別表に定める老人福祉センターの使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第2項の規定により許可を受けた者が、使用時に暖房設備又は冷房設備の使用の許可を受けたとき。

(2) その他市長が必要と認めたとき。

3 前条第1項の規定により許可を受けた者が入浴施設を使用するときは、1人1回につき200円の入浴料を納付しなければならない。

4 前3項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、天災その他前条第1項及び第2項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めによらない理由により使用することができなくなった場合は、この限りでない。
（使用料の減免）

第11条 市長は、特別な理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用の制限等）

第12条 指定管理者は、使用の許可を受けようとする者又は使用者が、老人福祉センターの使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を拒み、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 施設、設備又は備品等を毀損し、又は破損するおそれがあると認められるとき。

(4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。

(5) 営利を目的とする興行その他これに類する行為を行うおそれがあると認めるとき。

(6) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(7) その他使用させることが老人福祉センターの管理運営上支障があると認められるとき。

（原状回復）

第13条 使用者は、その使用を終了したとき、又は使用の許可を取り消され、若しくは使用を制限させられたときは、使用場所を速やかに原状に回復しなければならない。

2 使用者は、前項の義務を履行できないときは、原状回復に要する経費を負担しなければならない。

（損害賠償）

第14条 使用者が、故意又は過失により老人福祉センターの施設等を毀損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除すること

ができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月19日条例第41号）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に受けている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月19日条例第14号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額については、当該許可に係る使用の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則（平成27年7月6日条例第35号）

この条例は、平成27年7月20日から施行する。

附 則（令和元年6月29日条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(黒石市老人福祉センター条例等の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例(第2条、第10条、第13条、第14条、第17条、第18条、第20条及び第28条から第31条までの規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に許可を受けた使用、利用その他の行為に係る使用料、利用料金その他の料金について適用し、施行日前に許可を受けた使用、利用その他の行為に係る使用料、利用料金その他の料金については、なお従前の例による。

附 則(令和7年6月17日条例第20号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日から前項ただし書の規則で定める日の前日までの間、改正後の第10条第2項ただし書第1号の規定の適用については、同号中「暖房設備又は冷房設備」とあるのは、「暖房」とする。

附 則(令和7年6月17日条例第20号)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、規則で定める日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日から前項ただし書の規則で定める日の前日までの間、改正後の第10条第2項ただし書第1号の規定の適用については、同号中「暖房設備又は冷房設備」とあるのは、「暖房」とする。

別表(第10条関係)

室名	使用料(1時間当たり)
集会室	510円
娯楽室(1室)	150円

備考 暖房設備又は冷房設備を使用する場合の使用料は、当該使用料の3割に相当する額を加算した額とする。ただし、算出した額に10円未満の端数が生じた場合

は、その端数を切り捨てるものとする。